

## 会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

松川町農業振興地域整備促進協議会

2 開催日時

令和元年 5 月 24 日（木） 午後 2 時 00 分から 午後 3 時 15 分まで

3 開催場所

松川町役場 協議会室

4 出席者氏名

松川町農業振興地域整備促進協議会構成員

松川町議会議員 3 名

松川町農業委員会委員 16 名

松川町商工会長

区会代表 3 名

J A みなみ信州 1 名

幹事（事務局）

南信州農業改良普及センター普及員・J A 営農課長  
産業観光課長、農業振興係長、農地利用調整推進員、  
農林係長、農林係員

5 議題

1. 報告事項

(1) 軽微除外・用途変更及び計画変更の報告

2. 協議事項（公開又は非公開の別）

(1) 松川町農業振興地域整備計画の一部変更について

議案第 1 号 計画変更 2 件

議案第 2 号 農振除外 9 件

6 非公開の理由（会議を非公開とした場合）

—

7 傍聴人の数

0人

8 会議資料の名称

- ・松川町農業振興地域整備促進協議会次第
- ・松川町農業振興地域整備計画の一部変更一覧表（事前配布資料）
- ・松川町農振農用地・分断要件図

9 審議の概要

(1) 開会（事務局）米山課長

(2) 挨拶（会長）

佐藤会長 ここ数日、夏日というような天気が続いています。今年は暖冬で植物の進みが早いと言われておりましたが3月中旬あたりから低温傾向となり、成長が足踏み状態でよいかと思っていましたが、4月10日の季節外れの大雪、28日、5月に入ってからの遅霜で、凍霜害が心配されます。5,700万円余という被害額が出ていますが、日が経つにつれて被害額が大きくなっている。野菜なら植え替え、品種を変える事もできるが、果樹は1年に1回で、来年のことを考えての管理も必要となり、大変だと思う。お見舞い申し上げます。

(3) 協議会副会長の選任

委員からの互選により選出 間瀬副委員長選任

(4) 報告事項（議長進行）

① 軽微除外・用途変更及び計画変更の報告

軽微変更1件・計画変更0件・用途変更1件の許可の報告

11月に審議した申請について編入0件、除外4件の許可の報告

(5) 協議事項

①松川町農業振興地域整備計画の一部変更について

議案第1号-（計画変更）

1番

○事務局説明

議案第1号（計画変更）になりますが、この2件については、すでに除外はされており、当初の計画と違う内容で転用をしたいと申請があったものです。計画変更の1番の説明をします。申請地は上片桐992-4番地、土地所有者、事業計画者は記載の通りです。平成13年に圧雪車用の駐車場として申請されました。その後、転用されず、現在に至っています。今回の申請では、以前申請した農地の一部を住宅にしたいというものです。残りの農地は梨が栽培されています。

○白田委員説明

松川高校から西に進み県道バイパスの近くです。土地の所有者の仕事の関係で圧雪車を置いたりしていましたが、息子さんの結婚を機に、分筆をして家を建てたいとして申請がありました。周辺の皆さんとの協議もされています。

残りの部分は農地として利用する予定だそうです。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。  
無いようですので採決をします。賛成の方の挙手を求めます

**【全員賛成】**

全員賛成で可決。許可相当と認めます。

2 番

○事務局説明

申請地は大島 676-7。平成 13 年度に申請され、転用されず現在に至っていません。以前の申請地の一部に住宅を建築する予定です。残りの農地については資材置き場にする予定だそうです。

○岡田委員説明

申請地の反対側は住宅があり、当時は資材置き場として計画されていました。ずっと更地になっていました。所有者の娘さん家族の家を建設する予定です。残りの農地はどうか聞いていませんが、申請してもらうように話をします。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。  
無いようですので採決をします。賛成の方の挙手を求めます

**【全員賛成】**

全員賛成で可決。許可相当と認めます。議案第 1 号は以上になります。

○事務局

今審議いただいた内容のように、農振除外をした後、転用申請をせずにそのままになっている農地があります。審議いただく際は、今転用が必要なのかということも踏まえ、慎重に協議いただきたいと思います。

議案第 2 号（農振除外）

1 番

○事務局説明

大島 1621-3 番地、畑、1133 m<sup>2</sup>、農地区分は 1 種。自宅横の農地に庭・駐車場・通路を計画しています。すでに利用されており、経過報告書を提出いただいています。

○松下敏章委員説明

松川インター入口から南へ 200m、そこから西へ 200m の場所です。すでに住宅周辺を利用されています。今回申請して、転用の手続きを進める予定です。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

**【質問・意見なし】**

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の挙手を求めます。

**【全員賛成】**

全員賛成です。許可相当と認めます。

## 2 番、3 番

### ○事務局説明

元大島 2565-2、2566、2564-3、計 2,275 m<sup>2</sup>、登記地目は田、農地区分は 2 種。  
レンタルハウスの営業所、資材置き場、駐車場、組立場を計画しています。

### ○佐藤会長説明

馬坂地籍。会所の南側です。申請者の元屋敷の宅地に事業所があり、その南側を申請するものです。東側、天竜川沿いに宮ヶ瀬橋掛替のバイパスが走り、場所的に良くなるので、会社の拡張を予定しています。井水がありますが、井組の皆さんに同意いただき、雨水がそこに流れるようになっています。その他には同意が必要ありません。特に問題はないかと考えます。

### ○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

#### ・島田議員

配置図を見ると、どう使うかわからないが、駐車場としてこれだけの台数が  
必要になるのでしょうか。

#### ・佐藤会長

レンタルハウスの置場ですが、時期的にもものすごく在庫がある時とがらんと  
してしまう時があるが、設置や配送などに大型の車が入ってくる。駐車場と  
レンタルハウス置場です。図面におととしてあるものは車ではなくレンタルハ  
ウスです。

### ○会長

よろしいでしょうか。それでは 2 番について賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

3 番について賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

### ○会長

2 番、3 番とも全員賛成です。許可相当と認めます。

## 4 番

### ○事務局説明

元大島 2602-3、1080 m<sup>2</sup>、登記地目は畑、農地区分は 2 種。2 番、3 番と同じ  
申請者でレンタルハウス置場を計画しています。

### ○佐藤会長説明

2 番 3 番で説明した場所の天竜川方面へ向かった場所です。レンタルハウスの  
場所がいるとして、現在は飯田で土地を借りて営業を行っていますが、近  
くにまとめたいとしてこの場所を申請されました。梅畑だった所が伐採され、  
更地となっています。ご審議お願いします。

### ○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。

#### 5番.6番

○事務局説明

申請者は自宅横への倉庫の設置と、雨水侵入防止のための敷地の拡張を申請しています。5番、6番同時に説明します。農地区分は1種。上片桐 2630-25、439 m<sup>2</sup>、すでに農業用倉庫が建設されています。上片桐 2630-26、44 m<sup>2</sup>、自宅敷地の拡張を計画し、すでに施工されています。経過報告書をいただいています。

○大木島委員説明

5番は10年前に倉庫を設置してしまったようです。今回申請に当たり、許可がおりるまでは、利用しないようにしています。6番ですが、宅地の裏に畑があり、その間に通路を作りたいと申請がありました。地主とは話ができております。特に問題ないと考えます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

・森谷議員

事前に施工してしまった場合、誰かが発見しないとわからないと思うが、次の申請の際に発覚しているようだ。こういった事案がいくつもあって、処理に困ることはないのか。ダメなら撤去といった指導もあるのか。

・事務局

見つけ次第、申請いただくよう指導している。撤去という所までは町ではできないので、するとしたら県の方で出すことになる。広報などでも無断転用をしないようにと呼びかけている。今回のケースでは他の人が所有する農地を売買、転用することになり発覚した。家を建てないと申請して来た際に見つかってくるので、そのままにしないように出してもらっています。

・森谷議員

人の農地なら判って自分の農地ではわからないだろう。そういうものの対応はどうしているのか。

・事務局

農業委員の皆さんに毎年、遊休農地の調査をしていただく。その時に発見される場合もある。所有者の方にお問い合わせしても進まないといった事例もある。新しく申請する場合にはそれができていないと、許可ができませんということをお伝えして、同時に申請してもらっています。

- ・ 島田議員  
建築物は建築確認で出てきてわかると思うが。
- ・ 佐藤会長  
昔の倉庫などは無断でされることが多かった。毎月の農業委員会でも転用申請が出ますが、県からの指摘ではっきりすることもある。そういったときに発覚することが多い。

○会長

よろしいでしょうか。それでは5番について賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

6番について、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

○会長

5番6番とも全員賛成です。許可相当と認めます。

こういった案件ですが、県へ申請し県の担当者が現地確認します。それで指導を受ける案件もあります。その時は審議をお願いします。

7番

○事務局説明

上片桐 4545.4548.4547 番地、計 1,960 m<sup>2</sup>、登記地目は畑、農地区分は2種。お寺の駐車場 80 台分、自宅への通路、庭を計画しています。通路等はすでにできてします。駐車場も利用しているので経過報告をいただいています。

○片桐委員説明

鶴瓶の信号を上片桐駅方面に 1 km 進み、右へ入ったお寺です。改めて申請され利用したいとのこと。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

- ・ 森谷議員  
判断図を見ると 8 ha だから 1 種ではないということか。今まで申請をしないで使っていたということだが、難しい案件は使っていれば既成事実でいいということか。申請のあった時には、面積的な要件を担当者レベルで吟味していただいて、太陽光等で許可しても県でダメだということもあった。そういったことを気を付けていただきたい。1 種の場合だったらどうなのか。

・ 事務局

今回は分断要件で 8 ha 以下でしたので 2 種としましたが、先ほどの案件でも 1 種の農地がありました。集落に接続して、地域の人たちが必要なものであれば転用は可能です。太陽光発電施設を 1 種農地には設置できませんが、地域の皆さんが必要な場所は転用できます。

○会長

よろしいでしょうか。それでは本件に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

全員賛成です。許可相当と認めます。

## 8 番

### ○事務局説明

元大島 2548-2 番地、912 m<sup>2</sup>の内 300 m<sup>2</sup>、登記地目は畑、農地区分は 2 種。宮ヶ瀬橋の掛替に伴う新設道路の計画地に弁天様があり、移転を計画しています。

### ○佐藤会長説明

天竜川の西側です。バイパスが弁天様の上を通るということです。埋めてしまうわけにいけないので、現在の場所から 100m くらい北に動いたところですが、道路計画で避けてほしかったのですが、鉄塔やなんやでダメ、橋を斜めに設置することはダメということで、担当者も年々変わり、神様を動かすことになりました。

### ○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。それでは本件に賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

全員賛成です。許可相当と認めます。

## 9 番

### ○事務局説明

大島 3386 番地、2233 m<sup>2</sup>の内 127 m<sup>2</sup>、登記地目は畑、農地区分は 1 種。自宅裏側に農業用倉庫と自家用倉庫を計画しています。すでに施工されていますので経過報告書を提出いただいています。

### ○北沢委員説明

場所は桑園増野横断線の増野会所から南に降りてきたところですが、きっかけは、倉庫を建てたいと行政書士に相談したところ、既存の建物の一部が農地のままだと発覚しました。先代がしたことだそうです。

### ○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。それでは本件に賛成の方の挙手を求めます。

**【全員挙手】**

全員賛成です。許可相当と認めます。

議案第 2 号は以上になります。

## ②その他

農業振興係からの報告

☆ 農地流動化の取組みについて

☆ 凍霜害被害状況について

## (4) 閉会 (事務局)